



## 2. 被害を防ぐために

認知症の人が悪質商法の被害に遭った場合、本人が被害を認識していなかったり、事実を隠してしまったりすることがあります。そのため、周囲の発見が遅くなる可能性があります。また、被害を発見できたとしても、悪質業者を信頼してしまっている場合は、家族や周囲の声に耳を傾けてくれないことが多く、解決までに大変な時間を要します。その間にまた同じ被害を繰り返してしまう人もいます。



● **周囲での見守り**  
本人が認知症であることを

周囲が理解し、普段からだまされていなか、被害に遭っていないかを定期的に見守ることが重要です。家族やケアマネージャー、ホームヘルパーといった定期的な本人と関わる人が、気を付けるようにすると良いでしょう。次のようなサインが見られたら、被害に遭っている可能性があります。

### ● 制度の活用

被害を防ぐために、判断能力が不十分な人を守る制度を活用することも方法の一つです。制度をうまく利用し、より安心な体制を目指しましょう。

#### ① 成年後見制度

判断能力が不十分な20歳以上の人を保護するための制度です。本人の判断能力の程度によって支援内容は異なりますが、家庭裁判所から選任された成年後見人（配偶者や親族、法律や福祉の専門家など）が本人に代わって契約したり、悪質商法など不利益な契約の後から取り消したりすることができます。

また、将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が成年後見人になつてもらいたい人を決めておくことができる任意後見制度もあります。詳しくは、町地域包括支援センター ☎66-2111（内線155・170）へ相談ください。

#### ② 日常生活自立支援事業

町社会福祉協議会が窓口になって、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する制度です。生活支援員が定期的に訪問してくれるので、悪質商法の被害を未然に防ぐことも期待できます。詳しくは、町社会福祉協議会 ☎66-2111（内線581）へ相談ください。

## 3. 被害に遭ってしまったら

被害や被害のサインを発見した場合は、すぐに消費生活センターなどの専門機関へ相談してください。認知症の人が悪質商法の被害に遭うと、何度も被害を繰り返してしまふこともあるため、盛岡市消費生活センターや弁護士などの専門家によるアドバイスや対応が必要になります。

被害回復や今後の予防のためにどうすれば良いかを検討し、関連する機関で相互に情報交換しながら、安心して暮らせる対応策について一緒に考えていきます。

### ● 被害を発見したときの注意点

事実を冷静に受け止め、被害に遭った辛さを本人と共有することから始めましょう。



「なんでだまされたの」などと最初から本人を批判するような態度をとると、それ以上の関わりを拒否されてしまう

## 4. 早めの相談

認知症はいつ始まるかわかりません。そして悪質商法の勧誘も、ある日突然やってきます。家族や地域などで日常的に見守りながら、「いつもと様子が違うな」と思ったら、すぐに専門機関へ相談しま

ことがあります。「辛かったです。お金もなくなりました。生活していくのも大変ですね」などと優しく話すことから始めることが大切です。

また、本人や本人が信用している人（悪質業者）をけなしたり、批判したりしないようにしましょう。「〇〇さんにとっては大切な買い物だったんですね」「今あまり使っていないのでしたら、お金がたくさんかかって大変なので、次からはやめた方がいいですね」などというように、本人を傷つけないコミュニケーションを心掛けましょう。

しょう。

医療的なケアも含めて、一緒に対応策を考えていきます。また、被害に遭った後でもすぐ相談してください。早めの相談が良い解決につながります。

### 問い合わせ

#### ▶ 認知症や物忘れ

県認知症疾患医療センター  
☎019-652-7411

#### ▶ 消費生活相談など

盛岡市消費生活センター  
☎019-651-4111（内線6005）  
町役場住民会計課  
総合窓口係  
☎66-2111（内線121、123）

#### ▶ 成年後見制度など

町地域包括支援センター  
☎66-2111（内線155、170）  
▶ 日常生活自立支援事業  
町社会福祉協議会  
☎66-2111（内線581）

予防のために出前講座はいかがですか？無料で講師を派遣します。（電話019-604-3301）

#### 悪質商法に負けないために

悪質商法の事例をたっぷり紹介。悪質業者撃退法、被害にあった時の対処法など詳しく解説。震災後の悪質商法被害にあわないために！盛岡広域から悪質商法を撃退！

おすすめ!!

#### みんなで脳元気教室

地域の高齢者をみんなで見守ることで、悪質業者が来づらくなります。このため認知症を正しく理解して予防しましょう。脳が元気になる運動なども。

おすすめ!!

### Interview

## 未然防止がとても重要

契約方法や内容に不適切なことがあれば、特定商取引法や消費者契約法により契約を取消や無効にすることができます。しかし、認知症の人が被害に遭った場合、契約時に認知症であったことの証明が難しい上、業者の行方が分からなくなっていることも多く、救済が困難な場合もあります。認知症の人を周囲で支えていく体制をつくり、被害を未然に防ぐことが重要です。

岩手弁護士会  
吉江 暢洋 弁護士  
よしえ のぶひろ

